

大警協発第260号
令和6年3月11日

各 位

(一社)大阪府警備業協会
会 長 豊 田 正 継

警備業法の一部改正について

拝啓 時下ますます御清祥のこととおよろこび申し上げます。
平素は、当協会の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
みだしの件につき、概要は下記のとおりですので参考としてください。

敬具

記

1 認定証の廃止

警備業法の一部改正(令和6年4月1日施行)に伴い認定証の廃止により再交付、書き換え、
返納の手続の必要は、なくなります。

したがって認定証の交付がなくなり以下3点の通知のみが行われます。(通知方法は未定)

- ・ 認定をした公安委員会
- ・ 認定番号
- ・ 有効期間

ただし、認定及び更新の手続は従来通りです。

2 標識の新設及び掲示

認定証に代わり、新たに標識が制定されます。(別紙参照) 標識は各会社で作成し、これまで通り、主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

3 ウェブサイトへの掲示

標識はウェブサイトでも掲示しなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当した場合は、この限りではありません。

- (1) 常時使用する従業者の数が5人以下の場合。
(警備員だけでなく営業、事務に従事する社員も含みます。)
- (2) 当該警備業者が管理するウェブサイトを持っていない場合。

以 上